

北上市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

北上市教育委員会行政組織規則（平成3年北上市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（教育機関）</p> <p>第18条 教育委員会の所管に属する教育機関は、市立学校のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市立学校以外の教育機関の設置、組織、職員の職の設置その他管理運営については、次項から第6項までに定めるもののほか、北上市教育研究所条例（平成3年北上市条例第72号）、北上市学校給食センター条例（平成3年北上市条例第73号）、北上市生涯学習センター条例（平成12年北上市条例第46号）、北上市立図書館条例（平成3年北上市条例第76号）、北上市立博物館条例（平成3年北上市条例第77号）、北上市立鬼の館条例（平成6年北上市条例第7号）<u>及び北上市立埋蔵文化財センター条例（平成3年北上市条例第86号）</u>並びにこれらに基づく別の教育委員会規則（以下「条例等」という。）に定めるところによる。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	<p>（教育機関）</p> <p>第18条 教育委員会の所管に属する教育機関は、市立学校のほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 北上市立北上平和記念展示館</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 市立学校以外の教育機関の設置、組織、職員の職の設置その他管理運営については、次項から第6項までに定めるもののほか、北上市教育研究所条例（平成3年北上市条例第72号）、北上市学校給食センター条例（平成3年北上市条例第73号）、北上市生涯学習センター条例（平成12年北上市条例第46号）、北上市立図書館条例（平成3年北上市条例第76号）、北上市立博物館条例（平成3年北上市条例第77号）、北上市立鬼の館条例（平成6年北上市条例第7号）、<u>北上市立埋蔵文化財センター条例（平成3年北上市条例第86号）及び北上市立北上平和記念展示館条例（令和8年北上市条例第6号）</u>並びにこれらに基づく別の教育委員会規則（以下「条例等」という。）に定めるところによる。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>

1 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

ア～ヒ [略]

フ 図書館、博物館及び鬼の館の設置、管理運営の総合調整及び廃止に関すること。

へ [略]

(2) [略]

2・3 [略]

1 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

ア～ヒ [略]

フ 図書館、博物館、鬼の館及び北上平和記念展示館の設置、管理運営の総合調整及び廃止に関すること。

へ [略]

(2) [略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。